

平成30年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 加工施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

平成30年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成31年3月4日	服部 山中 田中 上野 本間 関 石井	各職位	<p>平成30年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>○事業者対応方針の履行の実施状況</p> <p>・資料1：平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針に関して</p> <p>平成30年度第2回保安検査で確認した、安全冷却水系配管のベント弁について、F施設の操業を開始した平成11年以降、分解点検を行っていなかったことに関して、経年劣化の知見を得ることを目的として分解点検を行うこととし、F施設の安重設備の手動弁等を対象に分解点検を行っていることを「代表選定した静的安重機器の分解調査工程表」等により確認した。ただし、当該調査の対象設備以外に、長期に渡って補修せず、設定している補修期限を超えている安重設備が約1000部屋・系統あること、これらの設備について、具体的な点検計画が定められていないことを確認したことから、速やかに点検計画を定め対応することを「気付き事項」として指摘した。</p>		
2				<p>○異常事象等発生時の措置の実施状況</p> <p>交流電源供給機能等喪失を想定した対策について、電源車が平成24年に配備されF施設への電源車による給電手順書は整備したものの、当該手順書の上位文書である要領書には、当初想定した使用済燃料貯蔵プールへの注水のみを整備し、電源車による給電を整備していないことが確認された。これは、F施設への給電が再処理施設本体への給電に含まれるとの不十分な判断により、電源車の配備数の変更に伴う要領書の改正を行わなかったためであることを確認した。このため、現在の設備の配備状況を踏まえ、電源車による給電、注水源の確保先等の要領書の記載を十分に検討し対策を整備すること及び整備された対策を迅速かつ確実に実行できるよう着実に訓練を行っていくこと並びに継続的改善のための不断の取り組みを行っていくよう「気付き事項」として指摘した。</p>		

平成30年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年12月14日	服部 山中 田中 上野 本間 関 石井	各職位	平成30年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。 ○事業者対応方針の履行の実施状況 ・資料1：平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針に関して 再処理事業部は、安全冷却水系配管のベント弁が、使用済燃料受入れ・貯蔵施設の操業を開始した平成11年以降、分解点検を行っておらず、保温材を付けたまま外観を確認していたことに対して、品質・保安会議から、分解点検していない手動弁等について、直ちに点検計画を作成し点検を行うよう、事業者対応方針に係る活動に関する指示事項等を受けたが、当該指示事項等を事業部内で約1か月の間展開していなかったこと、それに対し、全社監視チームからの品質・保安会議からの指示事項に関する再処理事業部での周知方法の改善について提言を受けて、展開していなかった指示事項等に対する回答をしたものの、指示事項等の意図を正確に把握していない回答であったため、品質・保安会議から「発言者へ指示事項の意図を確認するように」との指示を受けて対応したこと等、当該指示事項について、なお対応が図られていない状況が確認されたことから、再処理事業部に対し、品質・保安会議からの指示事項等を正しく把握し、速やかに対応すべきことを「気付き事項」として指摘した。	平成31年3月4日	平成30年度第3回保安検査で確認した、品質・保安会議からの指示事項等を正しく把握し、速やかに対応出来なかったことについて、再処理計画部が品質・保安会議の議事録及び指示事項を再処理事業部内にメール配信していること、品質・保安会議の指示事項、指示事項に対する回答期日及び内容をリスト化して対応状況を管理していることを「品質・保安会議 事業者対応方針に係るコメント管理表」等により確認した。<本件完了>
2				・資料1：平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針に関して 再処理事業部は、非常用電源建屋(以下「GA建屋」という。)への雨水浸入事象に対する根本原因分析からの提言を踏まえて、個別の対応方針及び対策を検討したものの、再処理計画部が、再処理事業部としての改善活動状況を把握しておらず、活動の遅延や具体的な計画が策定されていない活動があること等を見逃していたことが確認されたことから、再処理事業部に対し、GA建屋への雨水浸入事象に対する根本原因分析からの提言に対する活動について管理された状態で速やかに実施すべきことを「気付き事項」として指摘した。	平成31年3月4日	配管ピットへの雨水浸入を踏まえた根本原因分析からの提言に対する対策について、平成30年度第3回保安検査において、活動計画を定められていないこと及び活動が進捗していないことが確認されたため、活動方針を定め、活動項目の管理表を作成中であることを「RCAの対策の活動方針について」等により確認した。<本件完了>
3				○外部事象等に対する体制の整備状況 防災管理課長は、初期消火活動のための体制に係る計画に基づき実施した、総合的な訓練及び初期消火活動の結果について評価しているが、再処理事業部長へ総合的な訓練の結果のみを報告しており、資機材の配備、通報連絡体制の整備等について報告していないことが確認されたことから、防災管理課長に対し、必要な対応が確実に行われるように、要領を改定する等、適切に改善すべきことを「気付き事項」として指摘した。	平成31年3月4日	平成30年度第3回保安検査で、初期消火活動の評価結果が再処理事業部長へ一部報告されなかったことが確認されたことについて、平成29年度の評価報告書を改定し、再処理事業部長へ再度報告したこと、報告する項目を明確にして要領書を改定し、安全委員会の了解を得たことを「再処理事業所 初期消火活動の体制に係る計画」等により確認した。<本件完了>

平成30年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
4	平成30年12月14日	服部 山中 田中 上野 本間 関 石井	各職位	<p>○その他必要な事項</p> <p>雑固体(放射性廃棄物の仕掛品)を、高レベル廃液ガラス固化建屋内の一時集積場所ではない封入エリアと称するエリアでドラム缶へ封入し、搬出まで一時仮置きしていたことについて、当該エリアでは、容器の固縛や火災防止対策等、一時集積場所と同等の安全措置が講じられ、計画の策定や仮置きの表示は行われているものの、当該エリアを一時集積場所に指定するなどの措置が行われていないことが確認されたことから、再処理事業部に対し、当該作業のあるべき姿を明確にして、必要な改善を図ることを気付き事項として指摘した。</p>	平成31年3月4日	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋において、雑固体を廃棄容器へ封入する作業を定められた一時集積場所と異なる場所で行い、搬出するまで仮置きしていた事象について平成30年度第3回保安検査に引き続き確認し、仮置きしていた場所で封入する作業を行わないこととし、封入する作業は一時集積場所で行うことを「KA建屋 雑固体を一時集積場所以外で封入・払出待機していた事象」を踏まえた再処理工場における今後の対応方針について」等により確認した。<本件完了></p>

平成30年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

平成30年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

平成30年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 日本原燃(株) 再処理事業所 廃棄物管理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		